

卸携帯電話サービスのお申込みにあたっての 注意事項

令和2年7月1日 株式会社NTTドコモ

本書に記載の会社名・製品名・ロゴは各社の商標または登録商標です





- 本資料は、MVNO様が当社に卸携帯電話サービスを申し込まれるにあたって、 公表しております卸携帯電話サービス契約約款(以下、「卸約款」という)等に 記載の注意事項についてご説明するものです。
- 卸携帯電話サービスお申込みにあたっては、卸約款等の記載事項も併せて ご確認下さい。

※ 本資料は、卸約款やガイドラインの変更等に伴い、内容や条件を変更する場合があります。予めご了承ください。

<目次>

- 1. MVNO様が遵守すべき法令・ガイドライン等について
 ・・・
 P3~P11

 2. 必要な情報の提出等について
 ・・・
 P12~P13
- 3. 再卸先の管理・監督について ・・・ P14~P15 4. 卸携帯電話サービスお申込みを承諾できない場合等について ・・・ P16~P21



docomo

■ MVNO様は、電気通信事業者として利用者に携帯電話サービスを提供するにあたって、 次の法令・ガイドライン等を自己の責任において遵守して頂く必要があります。

※MVNO様は、電気通信事業法に基づき電気通信事業者としての登録または届出をしていただく必要があります。

<関係法令>

- 電気通信事業法
- 電波法
- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (携帯電話不正利用防止法 [P5参照])
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット利用環境整備法 [P6参照])
- ・ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (特定電子メール法 [P7参照])
- · 消費者契約法
- 個人情報の保護に関する法律 等

<ガイドライン等>

- ・ MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
- ・ 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン
- ・ 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン
- ・ 電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン[電気通信サービス向上推進協議会作成]
- ・ 電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン[電気通信サービス向上推進協議会作成]等

※ MVNO様が遵守すべき法令の具体的詳細は、MVNO様が自己の責任においてご確認下さい。 MVNO様は、本資料に関連する法令又はガイドラインが改正となった場合、改正後の内容に準じて事業運営や利用者対応等を 行っていただく必要があります。

- döcomo
- MVNO様は、いわゆる振り込め詐欺などの携帯電話の犯罪利用を防止するため、携帯電話不正利用 防止法の規定に基づき、契約・譲渡等において本人確認*を実施する必要があります。
- また、音声通話が可能な端末のみならず、いわゆるデータ通信カードの契約等にあたっても、匿名性の 排除を徹底するため、より適切かつ確実な本人確認手続きの実施が求められます。
- ① 携帯電話不正利用防止法の概要(総務省HPより抜粋)
 - 1. 携帯音声通信事業者(携帯電話事業者及びPHS事業者)に対し、携帯電話等(携帯電話及びPHS)の契約締結時 及び譲渡時に、契約者の本人確認を義務付けること
 - 2. 契約者が、本人確認の際に虚偽の氏名等を申告することを処罰の対象とすること
 - 3. 携帯音声通信事業者に無断で、業として有償で通話可能な携帯電話等を譲渡することを処罰の対象とすること
 - 4. 自己が契約者となっていない通話可能な携帯電話等を譲り渡し又は譲り受けることを処罰の対象とすること
 - 5. 相手方の氏名等を確認せずに、業として有償で通話可能な携帯電話等を貸与することを処罰の対象とすること
 - 6. 通話可能な携帯電話等が一定の犯罪に利用された場合等において、警察署長からの求めを受けて、携帯音声通信 事業者が契約者の確認を行うことができること
 - 7. 携帯音声通信事業者は、契約者が本人確認に応じない場合等には役務の提供を拒むことができること
 - * 当社の第1種、第3種卸FOMAサービス(卸FOMA総合利用プラン)及び第3種卸Xiサービス(卸タイプXi)は携帯音声通信の利用が可能であるため、 携帯電話不正利用防止法に基づき、MVNO様の電気通信サービスに対するご利用者様からのお申込みに当たって本人確認が必要となります。



MVNO様は、18歳未満の青少年が安全に安心して携帯電話をご利用頂くため、青少年インターネット 利用環境整備法の規定に基づき、フィルタリングサービスを提供する必要があります。

■ 併せて、フィルタリングサービスの普及促進に向けた取り組みを実施する必要があります。

青少年インターネット利用環境整備法抜粋

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務) 第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末 等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット 接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない 旨の申出をした場合は、この限りでない。

【参考】フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針(電気通信事業者協会策定)

① 使用者の確認

契約者に対して、契約者が成人の場合は、青少年による使用の有無を確実に確認する。

- ② 携帯電話等インターネットサービス及び携帯電話等フィルタリングサービスの説明
 - 青少年使用者やその保護者に対して、下記の事項を確実に説明する。
 - (ア)保護者には、法律上、青少年のインターネット利用状況を把握・管理する努力義務が課されていること
 - (イ)携帯電話等インターネットサービスの利用にあたって違法・有害情報の閲覧等の一定のリスクがあり、携帯電話等フィルタリングサービスの利用はリスク軽 減に有効な手段であること
 - (ウ)携帯電話等フィルタリングサービスはリスクを完全に除去するものではなく、保護者による利用状況の把握及び利用の管理が必要であること
 - (エ)携帯電話等フィルタリングサービスの機能
- ③ 加入/非加入意思の確認
 - (ア)原則、携帯電話等フィルタリングサービスに加入する必要があることを説明し、保護者に加入/非加入の意思を確認する。
 - (イ)保護者による申告と偽った非加入申告を防ぐため、必要な措置をとる。
- ④ 利用中の携帯電話等フィルタリングサービス解除申出の確認

(ア)保護者による適切な判断に基づかない解除申告を防ぐため、必要な措置をとる(イ)保護者による申告と偽った解除申告を防ぐため、必要な措置をとる。

- MVNO様は、特定電子メール法第10条に規定する情報の提供及び技術の開発または導入に努めて 頂く必要があります。
- ③ 特定電子メール法抜粋

(電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等)

- 第十条 電子メール通信役務を提供する電気通信事業者(電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者を いう。以下同じ。)は、その役務の利用者に対し、特定電子メール、送信者情報を偽った電子メール又は架空電子メール アドレスをそのあて先とする電子メール(以下「特定電子メール等」という。)による電子メールの送受信上の支障の防止に 資するその役務に関する情報の提供を行うように努めなければならない。
- 2 電子メール通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に 資する技術の開発又は導入に努めなければならない。

- MVNO様は、利用者の利益保護の観点から、電気通信事業法第18条第3項に規定する「事業の休廃止に係る周知」と同法第26条に規定する「提供条件の説明」、同法第27条に規定する「苦情等の処理」に則り、適切な利用者対応を実施して頂く必要があります。
- ④ 電気通信事業法 第18条第3項(事業の休廃止に係る周知) 抜粋

第十八条(中略)

- 3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。
- ⑤ 電気通信事業法 第26条(提供条件の説明) 抜粋
 - 第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は 代理を業として行う者(以下「電気通信事業者等」という。)は、電気通信役務の提供を受けようとする者(電気通信 事業者である者を除く。)と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約 の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務 に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。
- ⑥ 電気通信事業法 第27条(苦情等の処理) 抜粋
 - 第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法 又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者(電気通信役務の 提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。)からの苦情及び 問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。
 - ※上記詳細については「電気通信事業法」と「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」をご確認下さい

■ MVNO様は、卸約款第5章(責務等)に記載の事項*等について遵守していただく必要があります。

*下記は当社卸約款第5章の一部の事項等について解説したものであり、MVNO様には同章に記載の他の事項についても遵守頂く必要がございます。

当社卸約款該当条文	具体的内容
第50条 守秘義務	相互に知り得た当社又はMVNO様の技術情報、経営情報及び非公開情報に 関する秘密を厳守し、目的外に使用しないこと (法令上必要な場合、相手側から書面による同意を得た場合、主務官庁より報告を要請された場合は除きます。)
第51条 必要事項の通知	名称、住所若しくは居所、請求書の送付先又は法人の代表者の変更等があった ときは互いに書面により通知すること
第52条 情報の提出	MVNO様が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠る おそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出の求めに応じること
第53条 証明書類の確認	MVNO様が移動無線装置を自ら調達し取り扱うことを業とする場合、当該移動無線 装置を通信の用に供する前に、当該移動無線装置が技術基準を満たしていることを、 当社に対して書面を以て証明すること
第54条 利用数等の報告	MVNO様が利用者との間で締結している回線卸FOMA/Xi利用契約及び回線卸Xi利用 契約の数を、当社が定める方法により報告すること
第55条 相互協力	卸携帯電話サービスの円滑な運営を図るため、卸携帯電話サービスに係る業務に関して 信義に従い誠実に対応すること

■ MVNO様は、卸約款第5章(責務等)に記載の事項*等について遵守していただく必要があります。

*下記は当社卸約款第5章の一部の事項等について解説したものであり、MVNO様には同章に記載の他の事項についても遵守頂く必要がございます。

当社卸約款該当条文	具体的内容
第56条 特定電子メールの取扱い	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年 法律第46号)第10条に規定する情報の提供及び技術の開発等に努めること
第57条 商標の使用	卸携帯電話サービスを自己の電気通信サービスとして提供する場合において、当社 の登録商標または商標を使用するときは、「ドコモ商標使用条件」を遵守すること
第58条 本人確認	卸携帯電話サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、「携帯電話 不正利用防止法」に則り、利用者に係る本人確認を行うこと
第59条 提供条件等の説明等	卸携帯電話サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、その電気通信 サービスの利用者に対する提供条件等の説明を行うほか、利用者からの通信料金 若しくはサービス内容に関する問合せ対応、故障修理の請求対応、その他の苦情の 受付及び対応を行うこと
第60条 国際電気通信事業者等へ の利用者の氏名等の通知	卸約款別表4に規定する国際電気通信事業者等*1からの利用者*2の氏名、住所 及び契約者識別番号等の通知に関する請求の対応を行うこと *1 当社が別に定める協定事業者に限ります *2 国際電気通信事業者等が定める契約約款に基づき契約を締結している者又はその申込みをした者に限ります

■ MVNO様は、卸約款第5章(責務等)に記載の事項*等について遵守していただく必要があります。

*下記は当社卸約款第5章の一部の事項等について解説したものであり、MVNO様には同章に記載の他の事項についても遵守頂く必要がございます。

当社卸約款該当条文	具体的内容
第63条 契約者の維持責任	自営端末設備又は自営電気通信設備を、卸約款別表3に規定する技術基準及び 技術的条件に適合するよう維持すること
第64条 混信等の防止責任	電波法第56条の規定に基づき、他の無線局等への混信その他妨害を防止する ため、当社の無線局の運用に協力すること
第65条 契約者の切分責任	卸携帯電話サービスの利用ができなくなったときは、自営端末設備及び自営電気 通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社の設置した電気通信設備の修理 又は復旧を請求すること
第66条 第三者への債権譲渡等	当社の承諾を得ることなく、当社に対する債権債務を第三者に譲渡、又は担保の 用に供しないこと
第129条 利用に係る契約者の義務	移動無線装置やUIMカード等を適切に取り扱い、故意に通信の輻輳を生じるおそれ のある行為を行わないこと



2. 必要な情報の提出等について

必要な情報の提出について

- döcomo
- MVNO様は、当社がお申込みに応ずるために必要な情報を事前調査申込書等に漏れなく記載し 提出して頂く必要があります。
- なお、MVNO様からのお申込み内容が技術的又は経済的に著しく困難性があるときは、当社は そのお申込みに応じることができない場合があります。

<お申込みに必要な情報>

- ① 卸携帯電話サービス提供申込みの概要、提供開始を希望する時期
- ② 卸携帯電話サービスの種類、定期利用の選択の有無
- ③ 電気通信設備の接続方法、国際アウトローミング機能の利用、接続点の設置希望地域、接続方法の概要

④ 利用予定回線数、予測トラヒック

⑤ 当社に協力を依頼する事項 等

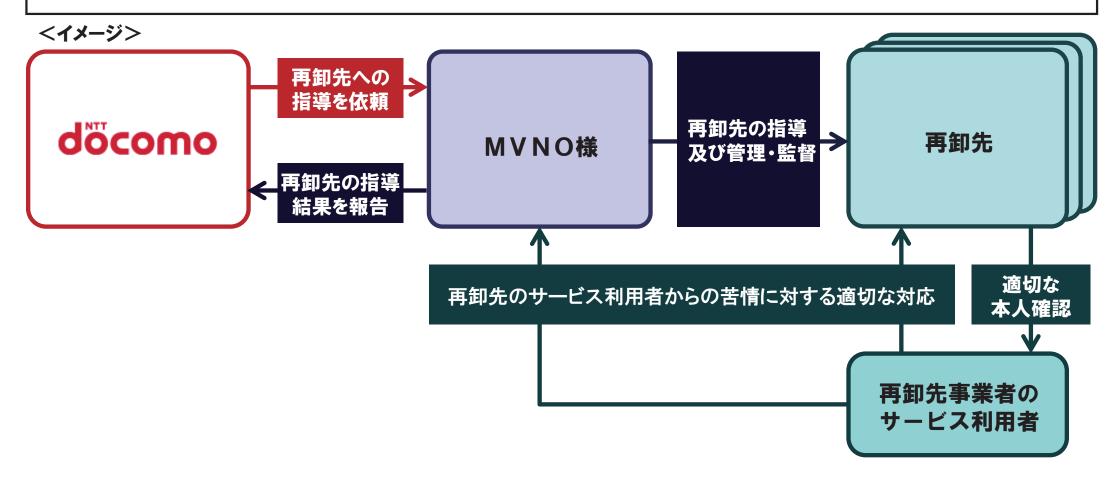
- ※上記の情報について、「虚偽記載」又は「過大な需要」等の記載を行った場合であって、その影響が重大であると当社が 判断したときは、そのお申込みをお断りする、または契約を解除する場合があります。
- ※当社の電気通信設備の設置又は改修が必要となる場合は、提供可能時期及びその設置または改修に必要となる概算 額並びに内訳等を書面により通知し、事前調査の回答とさせていただきます。
- ※当社設備において通信の取扱い上余裕がないときは、その契約申込みの承諾を延期する、またはその契約申込み内容 を段階的に実施させていただく場合があります。



3. 再卸先の管理・監督について

再卸先の管理・監督について

- döcomo
- MVNO様は、卸携帯電話サービスの利用者の利益を最大限保護するために、再卸先の管理・監督も 含め、適切な対応をして頂く必要があります。
- 当社は、再卸先の電気通信サービスの利用者からの苦情対応等が発生した場合は、MVNO様に必要な措置を依頼することとしております。



※具体的には、利用者の利益を確保する観点から、再卸先事業者が利用者からの苦情対応や本人確認を適切に行っているか 確認するなど、再卸先の管理・監督を適切に行って頂くことが必要です。加えて、再卸先事業者において利用者の利益が損 なわれている場合には、再卸先を指導するとともに、当社の求めに応じてその結果をご報告頂く必要があります。



4. 卸携帯電話サービスお申込みを承諾できない場合等について

卸携帯電話サービスお申込みを承諾できない場合等について

■ 以下に該当する場合、当社はMVNO様への卸携帯電話サービスの提供に応じることができない場合があります。

- ① 卸携帯電話サービスの提供により、当社の事業運営上支障が生じるなど当社の信用又は利益を損なうおそれがあるとき。
- ② 卸携帯電話サービスの提供により、当社若しくは第三者の知的財産権、所有権、その他法令により保障された権利を 害するおそれがあると当社が判断したとき。
- ③ 当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又はMVNO様若しくはその役員等が反社会的勢力に該当する等 当社が不適当と判断したとき。
- ④ MVNO様が、卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき(卸約款 第115条(債務の履行の担保)第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含みます。)。
- ⑤ 契約申込みに応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修がインタフェース又はプロトコルの大規模な変更を伴う 場合その他の技術的又は経済的に著しく困難であるとき。
- ⑥ 卸約款第50条(守秘義務)から同第60条(国際電気通信事業者等への利用者の氏名等の通知)、同第63条(契約者の維持責任)から同第66条(第三者への債権譲渡等)又は第129条(利用に係る契約者の義務)の規定のいずれかに違反するおそれがあるとき。
- ⑦ その卸携帯電話サービスに係る利用者の利益を損なうおそれがあると当社が判断したとき。

反社会的勢力排除について

döcomo

■ 当社は、企業活動における法令等の遵守を定めた「NTTドコモグループ倫理方針」に基づき、反社会的 団体などによる不正な取引の強要は、断固これを拒否することを基本方針としております。

MVNO様は、当社に卸携帯電話サービスのお申込みを行うときは、下記のすべてについて該当しない ことを表明し、保証して頂くことが必要となります。

- 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下 「暴力団員等」といいます。)であること。
- **②**暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用 していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ⑦ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をすること。
- ⑧ 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。
- ⑨ 自ら又は第三者を利用して、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力行為をすること。
- 10 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害 すること。
- ① その他上記⑥~⑩に準ずる行為をすること。

債務の履行の担保について

 当社は、MVNO様が下記の事由のいずれかに該当する場合は、卸携帯電話サービスの提供に関し 負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるものと判断します。(卸約款第115条)
 また、その判断にあたっては、MVNO様に貸借対照表や損益計算書等財務の状況を示すもの その他必要な情報の提出を求めることがあります。(卸約款第52条)

- 卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを 行わなかったこと(MVNO様の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。)があるとき。
- ② 卸約款第112条(期限の利益喪失)第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき。
- ③ 直近の決算において債務超過であるとき。
- ④ 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に 該当するとき。
- ⑤ 卸約款第52条(情報の提出)第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき。
- ⑥ 卸約款第114条第1項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は同第114条第2項に基づき当社が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき。
- ⑦ その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき。

※ MVNO様が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合で あって、卸携帯電話サービスのお申込みを承諾するときは、債務の履行の担保をすることが必要となります。(次頁参照)

債務の履行の担保について

MVNO様は、当社から請求を受けたときは、以下の債務について当社が定める期日までに預託金の 預け入れ又は金融機関等の債務保証等により債務の履行を担保することが必要となります。

担保すべき債務	担保の方法
MVNO様が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額と して月ごとに想定される負担額の4カ月分に相当する額	預託金の預け入れ 金融機関等の債務保証
MVNO様が負担すべき工事費及び手続費の額 並びに個別契約に基づく負担額	前払い 預託金の預け入れ 金融機関等の債務保証
卸携帯電話契約が解除となるとした場合においてMVNO様が 負担すべき費用に相当する額 (当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する 費用を含みます。)	預託金の預け入れ 金融機関等の債務保証

- ※ 担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから1年間とします。 ただし、期間満了時において、当社がMVNO様について、前頁の各号に定める事由のいずれにも 該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の 期間において同様に取り扱うものとします。
- ※ 当社は、MVNO様から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。
- ※債務保証を行う金融機関等については、当社の承認が必要となります。

期限の利益の喪失について

- MVNO様は、以下に定める事由のいずれかに該当したときは、当社に対して負担する債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその債務を弁済しなければなりません。 また、以後発生する債務についても、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。 (卸約款第112条)
- ① MVNO様が、負担する債務の全部又は一部について履行不能状態に陥ったと当社が認めたとき。
- ② MVNO様について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理 手続の申立てがあったとき。
- ③ MVNO様に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- ④ MVNO様の資産について、法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき、MVNO様を債務者とする 差押え若しくは仮差押え、金銭債権保全のための仮処分又は税等の滞納処分があったとき。
- 5 MVNO様の所在が不明であるとき。
- ⑥ MVNO様について電気通信事業の登録又は届出が取消されたとき。
- ⑦ MVNO様が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- ⑧ MVNO様が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ 若しくは減少させたとき。
- ⑨ その他MVNO様の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であって、MVNO様がその負担すべき債務を履行する見込みがあると認められないとき。

【MVNOに関する代表窓口(本資料に関する問合せ先)】 株式会社NTTドコモ 接続推進室 mvno@nttdocomo.com

